山梨大学総合情報処理センター規程

制定 平成16年 4月 1日 改正 平成17年 4月 1日 平成18年 3月22日 平成18年12月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)の組織及 び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、センターの情報処理システムを整備運用し、山梨大学(以下「本学」という。)の研究、教育、学術情報サービス及び事務処理の各領域における情報処理を効率的に行うことを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 情報処理システム、各種ソフトウェア及びデータベース等維持及び管理に関すること。
 - (2) 研究、教育のための情報処理システムの利用に関すること。
 - (3) 情報リテラシー教育における情報処理システムの利用に関すること。
 - (4) 学外情報通信ネットワークとの連携及びその利用に必要なサービスの提供に関すること。
 - (5) 情報処理システムの研究、開発に関すること。
 - (6) 情報処理システム及び学内ネットワークの利用に関し、利用者に対する技術指導及び 助言並びに利用に必要なサービスの提供に関すること。
 - (7) 事務処理のための情報処理システムの利用に関すること。
 - (8) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

- 第4条 センターに次の職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 専任教員
 - (4) センター員
 - (5) その他の職員

(センター長等)

- 第5条 センター長及び副センター長(以下「センター長等」という。)は、本学の職員をもって充てる。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐する。
- 4 センター長等の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、センター長等に欠員を生じた場合の補欠のセンター長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前条第3号の職員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専任教員)

- 第6条 専任教員は、センター長等の職務を補佐し、センターの業務を処理する。
- 2 専任教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(センター員)

- 第7条 センター員は、本学の教員のうちから運営委員会の推薦した者について、センター 長の申し出に基づき、学長が命ずる。
- 2 センター員の任期は2年とし、半数交替とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 センター員は、センター長を助け、センターの業務を分担する。

(センターの室)

- 第8条 センターに、システム等の研究開発及び維持管理などのための組織として室を置く ことができる。
- 2 前項の室に、室長を置く。
- 3 室に関し必要な事項は、別に定める。

(医学部分館)

- 第9条 センターに、医学部分館(以下「分館」という。)を置く。
- 2 分館に分館長を置き、医学部キャンパス選出のセンター長又は副センター長がその職を 兼ねるものとする。
- 3 分館長は、分館の業務を掌理する。
- 4 分館に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

- 第10条 本学に、山梨大学総合情報処理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。) を置き、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) センターの運営の基本方針に関すること。
 - (2) センターの長期計画に関すること。
 - (3) センター員候補者の推薦に関すること。
 - (4) センターの予算及び決算に関すること。
 - (5) センターの諸規定の制定改廃に関すること。
 - (6) センターに属する施設設備の設置廃止に関すること。
 - (7) その他センターの運営に関する重要な事項

(運営委員会の組織)

- 第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター専任教員
 - (4) センター室長
 - (5) 情報推進室長
 - (6) 附属図書館運営委員会委員 1人
 - (7) 各学部から選出された教員 各2人(教授1人を含む。)
 - (8) その他、センター長が必要と認める者
- 2 前項第6号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第6号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その委員 に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の委員長)

- 第12条 運営委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(運営委員会の議事)

- 第13条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 運営委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第14条 運営委員会に専門的事項を担当するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、運営委員会の議を 経て、センター長が定める。

(庶務)

第16条 運営委員会の庶務は、情報推進室において処理する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年12月11日から施行する。